

建築物エネルギー消費性能適合性判定 申請手数料

(1)住宅部分

用途区分	床面積の区分	申請手数料		
		仕様基準による場合	仕様・計算併用による場合	その他の場合
一戸建ての住宅	200㎡未満のもの	17,000円	25,000円	34,000円
	200㎡以上のもの	18,000円	28,000円	38,000円
共同住宅等	300㎡未満のもの	32,000円	51,000円	69,000円
	300㎡以上2,000㎡未満のもの	57,000円	85,000円	115,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	103,000円	149,000円	195,000円
	5,000㎡以上のもの	155,000円	217,000円	280,000円

(2)非住宅部分

用途区分	床面積の区分	申請手数料	
		モデル建築物基準Bによる場合	その他の場合
工場等	300㎡未満のもの	18,000円	22,000円
	300㎡以上1,000㎡未満のもの	25,000円	29,000円
	1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	36,000円	41,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	89,000円	95,000円
	5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	135,000円	141,000円
	10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	168,000円	175,000円
	25,000㎡以上のもの	207,000円	216,000円
工場等以外	300㎡未満のもの	87,000円	227,000円
	300㎡以上1,000㎡未満のもの	105,000円	270,000円
	1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	138,000円	347,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	223,000円	495,000円
	5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	291,000円	610,000円
	10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	349,000円	720,000円
	25,000㎡以上のもの	410,000円	822,000円

(3)その他

	申請手数料
複合建築物の場合の手数料	(住宅部分の手数料) + (非住宅部分の手数料)
建築物エネルギー消費性能適合性判定 変更申請手数料	(建築物エネルギー消費性能適合性判定 申請手数料) ÷ 2
軽微変更該当証明申請手数料	

※注意

- ①増改築の場合は、増改築部分の延べ面積について算定した額とします。
- ②共同住宅等について、共用部分を評価しない計算方法の場合は、建築物の延べ面積から共用部分を除いた面積にて算定した額とします。
- ③工場等とは、工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途のみに供する建築物とします。
- ④仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準とします。
- ⑤モデル建築物基準Bとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第一号ロに定める基準とします。